

国自旅第1号の4
平成28年4月15日

公益社団法人全国運転代行協会会長
公益財団法人運転代行振興機構代表理事
ジェイ・ディ共済協同組合理事長
全国運転代行共済協同組合理事長
一般社団法人日本損害保険協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款（平成14年国土交通省告示第455号）の改正について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第13条第4項で定める「標準自動車運転代行業約款」（平成14年国土交通省告示第455号）の改正について、別添のとおり、都道府県自動車運転代行業担当部局長に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知したので了知されたい。また、改正の施行日である平成28年10月1日以降、損害賠償措置を適正に講じていない等の自動車運転代行業者は行政処分の対象となるので、貴団体においては、会員、保険（共済）契約者等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本件については、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに警察庁交通局交通企画課長あてその旨通知していることを申し添える。

国自旅第1号
平成28年4月15日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

標準自動車運転代行業約款（平成14年国土交通省告示第455号）の改正について
（技術的助言）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第13条第4項で定める「標準自動車運転代行業約款」（平成14年国土交通省告示第455号。以下「標準約款」という。）について、別添のとおり改正したので下記の点に留意の上、自動車運転代行業者に周知徹底を図るとともに、改正後の標準約款を使用する場合は随伴用自動車の損害賠償措置等を適正に講ずる等指導されたい。

記

1. 標準約款改正の概要

- (1) 近年、随伴用自動車による重大事故が発生していることから、標準約款第7条に定める利用者及び第三者に対する責任に、随伴用自動車の運行による自動車損害賠償責任を追加する。
- (2) 標準約款第7条の2第1項を新設し、約款の適合基準である、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「規則」という。）第4条第5号に規定する「損害賠償に関する事項」の明確化・具体化を図る。（代行運転自動車は法で定める補償限度額、随伴用自動車は代行運転自動車と同程度の補償限度額の損害賠償責任保険・共済契約の締結。）
- (3) 標準約款第7条の2第2項を新設し、「自動車運転代行業における損害賠償措置の概要説明に関する周知徹底について」（平成25年3月8日国自旅第589号）に定める、自動車運転代行業者による利用者への損害賠償措置の概要説明を盛り込む。
- (4) 運転代行業務従事者の保護を図るため、代行運転役務の引受拒絶理由に「新型インフルエンザ等感染症」を追加する。

なお、(1) 及び (2) については、随伴用自動車の運行により利用者等に損害を与えた場合の損害賠償を明確に示すことで、利用者が運転代行サービスをより安心して利用できるようにすることを想定したものであり、随伴用自動車に利用者を乗車させる、いわゆる AB 間輸送を容認するものではないので留意されたい。

2. 自動車運転代行業者に対する指導監督

自動車運転代行業者に対し、標準約款の改正内容について周知徹底を図り、改正後の標準約款を使用する場合は、随伴用自動車の損害賠償措置等を遺漏なく講ずるよう指導を徹底されたい。

なお、随伴用自動車の損害賠償責任保険・共済は、一般的な自動車の任意保険等になるが、車の使用目的が「業務用」であること、ドライバーの年齢や続柄等による不担保条件が付されている場合は運転代行業務従事者が補償を受けられる条件に合致しているか確認する必要があるので、留意されたい。

3. 改正後の標準約款を使用しない自動車運転代行業者に対する指導監督

今回の標準約款の改正は、規則第 4 条第 5 号の「損害賠償に関する事項」の明確化・具体化を図る措置である。

自動車運転代行業者が改正後の標準約款以外の約款を使用する場合は、法第 13 条第 3 項に基づき当該約款の実施予定日の 30 日前までに自動車運転代行業約款設定（変更）届出書を提出する必要があるが、届け出された約款が法第 13 条第 2 項に掲げる基準に該当しない場合には、約款の届出から実施までの間に変更の指導を行い、それでも指導に従わない場合には、法の指示を行う。

4. 改正後の標準約款を使用しているが随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない自動車運転代行業者に対する指導監督

自動車運転代行業者が改正後の標準約款を使用しているが随伴用自動車の損害賠償措置を適正に講じていない場合は、法第 13 条第 3 項（約款届出義務）違反として、違反の内容が悪質であると認められる場合等については、法の指示を行うものとする。それ以外の場合には、過去 2 年以内に行政処分等（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令）を受けていない場合には、注意を行い、過去 2 年以内に行政処分等を受けている場合には、法第 22 条第 2 項に基づく法の指示を行う。

5. 標準約款の改正の施行日

平成 28 年 10 月 1 日

第 五 条	第 七 条
<p>(代行運転役務の提供及びその継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。 (1)～(11) (略) (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型コロナウイルス感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。</p>	<p>(代行運転役務の提供及びその継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。 (1)～(11) (略) (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。</p>
<p>(利用者及び第三者に対する責任) 第7条 当社は、<u>当社の代行運転自動車及び随伴用自動車</u>（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によつて、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があつたことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 (監)</p>	<p>(利用者及び第三者に対する責任) 第7条 当社は、<u>当社の代行運転自動車</u>の運行によつて、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあつたこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥又は機能の障害があつたことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 (監)</p>

(参考)
 ○自動車損害賠償保障法（昭和三十年法第九十七号）
 第三条 自己のために自動車を用いて供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

<p>第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。</p> <p>(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。</p> <p>(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。</p> <p>2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。</p> <p>第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。</p>	<p>(採録)</p> <p>第8条 当社は、前条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。</p>
---	---

第8条の告示は、平成二十八年十月一日から施行する。

標準自動車運転代行業約款（平成14年5月24日国土交通省告示第455号）

（最終改正平成28年4月15日国土交通省告示第674号、施行平成28年10月1日）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（代行運転役務の提供）

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- （1） 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- （2） 代行運転自動車がないとき。
- （3） 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （4） 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- （5） 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- （6） 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （7） 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- （8） 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- （9） 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- （10） 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- （11） 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （12） 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

(料金)

第5条 当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

(料金の収受)

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。

2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

(利用者及び第三者に対する責任)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第7条の2 当社は、前条第1項で定める代行運転自動車等の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、あらかじめ以下の措置を講じます。

(1) 代行運転自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上、車両二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

(2) 随伴用自動車について、対人八千万円以上、対物二百万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険（共済）契約を締結すること。

2 当社は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、前項に定める損害を賠償するための措置の概要を利用者に書面により提示して説明します。

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

(利用者の責任)

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。